

運営指導基準（指定障害者支援施設等）

○根拠法令

「支援法」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）

「支援法施行規則」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）

「市条例75」=八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第75号）

「障発0126001通知」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号）

「平18厚労告523」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

「平18厚労告545」=食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年9月29日厚生労働省告示第545号）

「平18厚労告556」=厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年9月29日厚生労働省告示第556号）

「平18厚労告543」=こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第543号）

「平18厚労告550」=厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合
(平成18年9月29日厚生労働省告示第550号)

「平18厚労告551」=厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第551号）

「平24厚労告268」=厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎（平成24年3月30日厚生労働省告示第268号）

「障発1031001通知」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
第1 基本方針	(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。	市条例75 第3条第1項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	<p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、支援法第 77 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じているか。</p> <p>(5) 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行っているか。</p> <p>(6) 指定障害者支援施設等は、利用者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めているか。</p> <p>(7) 指定障害者支援施設等は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めるとともに、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注機会の増大に協力するよう努めているか。</p>	<p>市条例 75 第 3 条第 2 項</p> <p>市条例 75 第 3 条第 3 項</p> <p>市条例 75 第 3 条第 4 項</p> <p>市条例 75 第 3 条第 5 項</p> <p>市条例 75 第 3 条第 6 項</p> <p>市条例 75 第 3 条第 7 項、第 8 項</p>
第 2 人員に関する基準 1 従業者の員数 一 従業者の員数	<p>指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。 ＊常勤換算方法 (従業者の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数 (一週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は、32 時間を基本とする))</p> <p>(1) 生活介護を行う場合 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。</p>	<p>支援法第 43 条 第 1 項</p> <p>市条例 75 第 4 条第 1 項</p> <p>市条例 75 第 4 条第 1 項第 1 号ア 市条例 75</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	<p>① 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。</p> <p>② 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上となっているか。</p> <p>(ア) ①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③までに定める数 ① 平均障害支援区分が4未満 利用者（平成18年厚生労働省告示第553号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184号において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等」の三に定める者を除く。②及び③において同じ。）の数を6で除した数 ② 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数 ③ 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数 (イ) (ア) ①の告示の三に定める者である利用者の数を10で除した数</p> <p>イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。</p> <p>ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。</p> <p>ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。</p> <p>エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。</p> <p>また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>③ サービス管理責任者</p>	<p>第4条第1項第1号ア(ア)</p> <p>市条例75 第4条第1項第1号ア(イ) a 平18厚労告553の三</p> <p>市条例75 第4条第1項第1号ア(イ) b</p> <p>市条例75 第4条第1項第1号ア(イ) c</p> <p>市条例75 第4条第1項第1号ウ</p> <p>市条例75 第4条第1項第1号ア(イ) d</p> <p>市条例75 第4条第1項第1号エ</p> <p>市条例75</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 抱 法 令
	<p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p> <p>ア 利用者の数が 60 以下 1 以上</p> <p>イ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p>また、1人以上は常勤となっているか。</p>	第4条第1項第1号ア(ウ)
	(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。	市条例75 第4条第1項第1号オ
	<p>① 看護職員、理学療法士、作療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上となっているか。</p> <p>イ 看護職員の数は、1 以上となっているか。また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、1 以上となっているか。 ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。</p> <p>エ 生活支援員の数は、1 以上となっているか。</p> <p>また、1人以上は常勤となっているか。</p>	<p>市条例75 第4条第1項第2号ア(ア) a</p> <p>市条例75 第4条第1項第2号ア(ア) b 第4条第1項第2号エ</p> <p>市条例75 第4条第1項第2号ア(ア) c 第4条第1項第2号ウ</p> <p>市条例75 第4条第1項第2号ア(ア) d</p> <p>市条例75 第4条第1項第2号オ</p>
	<p>② サービス管理責任者</p> <p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p> <p>ア 利用者の数が 60 以下 1 以上</p> <p>イ 利用者の数が 61 以上 1 に利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>	市条例75 第4条第1項第2号ア(イ)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	<p>また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>③ 訪問による自立訓練(機能訓練) 指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練(機能訓練)に併せて利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練(機能訓練)を提供する場合は、①及び②に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置いているか。</p> <p>(3) 自立訓練(生活訓練)を行う場合 自立訓練(生活訓練)を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。</p> <p>① 生活支援員(看護職員)</p> <p>ア 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</p> <p>イ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、アに代えて、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。 この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。</p> <p>ウ 生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。</p> <p>② サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。ア利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>③ 訪問による自立訓練(生活訓練) 指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者</p>	<p>市条例75 第4条第1項第2号カ</p> <p>市条例75 第4条第1項第2号イ</p> <p>市条例75 第4条第1項第3号ア</p> <p>市条例75 第4条第1項第3号ア(ア)</p> <p>市条例75 第4条第1項第3号イ</p> <p>市条例75 第4条第1項第3号エ</p> <p>市条例75 第4条第1項第3号ア(イ)</p> <p>市条例75 第4条第1項第3号オ</p> <p>市条例75 第4条第1項第3号ウ</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 抱 法 令
	<p>の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)を行う場合は、①及び②に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置いているか。</p> <p>(4) 就労移行支援を行う場合</p> <p>I 就労移行支援</p> <p>就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。</p> <p>① 職業指導員及び生活支援員</p> <p>ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</p> <p>イ 職業指導員の数は1以上となっているか。</p> <p>ウ 生活支援員の数は、1以上となっているか。</p> <p>エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>② 就労支援員</p> <p>常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上となっているか。</p> <p>③ サービス管理責任者</p> <p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>II 認定指定障害者支援施設</p> <p>Iの規定にかかるわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている指定障害者支援施設(認定指定障害者支援施設)が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 職業指導員及び生活支援員</p> <p>ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とな</p>	<p>市条例75 第4条第1項第4号ア</p> <p>市条例75 第4条第1項第4号ア(ア)</p> <p>市条例75 第4条第1項第4号ウ</p> <p>市条例75 第4条第1項第4号ア(イ)</p> <p>市条例75 第4条第1項第4号ア(ウ)</p> <p>市条例75 第4条第1項第4号エ</p> <p>市条例75 第4条第1項第4号イ</p> <p>市条例75 第4条第1項第4号イ(ア)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 抱 法 令
	<p>っているか。</p> <p>イ 職業指導員の数は、1以上となっているか。</p> <p>ウ 生活支援員の数は、1以上となっているか。</p> <p>エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>② サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加 えて得た数以上</p> <p>また、1人以上は常勤となっているか。</p>	<p>市条例75 第4条第1項第4号ウ</p> <p>市条例75 第4条第1項第4号イ(イ)</p> <p>市条例75 第4条第1項第4号エ</p>
	<p>(5) 就労継続支援B型を行う場合 就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 職業指導員及び生活支援員 ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とな っているか。 イ 職業指導員の数は、1以上となっているか。 ウ 生活支援員の数は、1以上となっているか。</p> <p>エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>② サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数になっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加 えて得た数以上</p> <p>また、1人以上は常勤となっているか。</p>	<p>市条例75 第4条第1項第5号ア</p> <p>市条例75 第4条第1項第5号ア(ア)</p> <p>市条例75 第4条第1項第5号イ</p> <p>市条例75 第4条第1項第5号ア(イ)</p> <p>市条例75 第4条第1項第5号ウ</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	<p>(6) 施設入所支援を行う場合 施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 生活支援員 施設入所支援の単位（施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一括的に行われるもの）ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p> <p>ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は平成18年厚生労働省告示第553号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184号において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等」の四に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上としているか。 ア 利用者の数が60人以下 1以上 イ 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>② サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設等において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねているか。</p>	<p>市条例75 第4条第1項第6号ア</p> <p>市条例75 第4条第1項第6号ア（ア）</p> <p>市条例75 第4条第1項第6号ア（ア） 平18厚労告553の四</p> <p>市条例75 第4条第1項第6号ア（イ）</p>
二 利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	市条例75 第4条第2項
三 職務の専従	一に規定する指定障害者支援施設等の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者となっているか。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	市条例75 第4条第3項
2 複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数	(1) 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第2の1の一の(1)の②のエ、1の一の(2)の①のイ及びエ、1の一の(3)の①のウ、1の一の(4)のIの①のエ、並びに1の一の(5)の①のエの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者	市条例75 第5条第1項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
3 従たる事業所を設置する場合における特例	<p>を除く。)のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(2) 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第2の1の一の(1)の③、1の一の(2)の②、1の一の(3)の②、1の一の(4)のIの③、1の一の(4)のIIの②並びに1の一の(5)の②の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の①及び②に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の三で定めるものの利用者の数の区分に応じ、それぞれ①及び②に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>① 利用者の数の合計が 60人以下 1以上</p> <p>② 利用者の数の合計が 61人以上 1に、利用者の数の合計が 60を超えて 40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事しているか。</p>	市条例75 第5条第2項 平18厚労告544の三
第3 設備に関する基準		市条例75 第6条第2項
1 設備	<p>(1) 設備</p> <p>指定障害者支援施設等の設備は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。</p> <p>(相談室及び多目的室は、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。)</p> <p>(経過的指定障害者支援施設等については、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。)</p> <p>(2) 設備の基準</p> <p>指定障害者支援施設等の設備の基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 訓練・作業室</p> <p>ア 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉のサービスの種類ごとの用に供するものであるか。</p>	<p>支援法第44条 第2項</p> <p>市条例75 第7条第1項</p> <p>第7条第4項</p> <p>市条例75 第7条第2項</p> <p>市条例75 第7条第2項 第1号ア、イ、ウ</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	<p>(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p> <p>イ 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。</p> <p>ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。</p> <p>② 居室 ア 一の居室の定員は4人以下とされているか。 イ 地階に設けていないか。 ウ 利用者1人あたりの床面積は、収納設備等 を除き9.9平方メートル以上とされているか。 エ 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。 オ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。 カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。 キ ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。</p> <p>③ 食堂 ア 食事の提供に支障がない広さを有しているか。 イ 必要な備品を備えているか。</p> <p>④ 浴室 利用者の特性に応じたものとなっているか。</p> <p>⑤ 洗面所 ア 居室のある階ごとに設けられているか。 イ 利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>⑥ 便所 ア 居室のある階ごとに設けられているか。 イ 利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>⑦ 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。</p> <p>⑧ 廊下幅 ア 1.5メートル以上とされているか。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とされているか。 イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにされているか。</p> <p>(3) 認定指定障害者支援施設 認定指定障害者支援施設等が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、(2)に規定するほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッ</p>	<p>市条例75 第7条第2項 第2号ア、イ、ウ、エ。オ、カ、キ</p> <p>市条例75 第7条第2項 第3号ア、イ</p> <p>市条例75 第7条第2項第4号</p> <p>市条例75 第7条第2項 第5号ア、イ</p> <p>市条例75 第7条第2項 第6号ア、イ</p> <p>市条例75 第7条第2項第7号</p> <p>市条例75 第7条第2項 第8号ア、イ</p> <p>市条例75 第7条第3項</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	<p>サージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有しているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>(1) 多目的室の経過措置 令和3年八王子市条例第75号「八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」施行の日（施行日）において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設若しくは指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮又は精神障害者生活訓練施設若しくは精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日の後に建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第3の1の(1)に規定する多目的室を設けないことができる。</p> <p>(2) 居室の定員の経過措置 施行日において現に存する指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3の1の(2)の②の中「4人」とあるのは「原則として4人」とする。</p> <p>(3) 居室面積の経過措置 ① 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設（旧身体障害者更生施設等指定基準附則第3条の適用を受けているものに限る。）、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、旧身体障害者福祉法第17条の32第1項に規定する国立施設又は法第5条第1項に規定するのぞみの園において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3の1の(2)の②のウの規定を適用する場合においては、「9.9平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とする。 ② 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3の1の(2)の②のウの規定を適用する場合においては、「9.9平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。 ③ 平成24年4月1日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条による改正前の児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものに対する第3の1の(2)の②のウの規定の適用については、当分の間、「9.9平方メートル」とあるのは、</p>	<p>市条例75 附則第2条</p> <p>市条例75 附則第3条</p> <p>市条例75 附則第4条</p> <p>市条例75 附則第5条</p> <p>市条例75 附則第6条</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	<p>「4.95 平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。</p> <p>(4) ブザー又はこれに代わる設備の経過措置</p> <p>① 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第 3 の 1 の(2)の②のキのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。</p> <p>② 平成 24 年 4 月 1 日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第 3 の 1 の(2)の②のキの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。</p> <p>(5) 廊下幅の経過措置</p> <p>① 施行日において現に存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第 3 の 1 の(2)の⑧中「1. 5 メートル」とあるのは「1. 35 メートル」とする。</p> <p>② 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第 3 の 1 の(2)の⑧の規定は、当分の間、適用しない。</p> <p>③ 平成 24 年 4 月 1 日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第 3 の 1 の(2)の⑧の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。</p>	<p>市条例 75 附則第 7 条</p> <p>市条例 75 附則第 8 条</p> <p>市条例 75 附則第 9 条</p> <p>市条例 75 附則第 10 条</p> <p>市条例 75 附則第 11 条</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
第4 運営に関する基準		支援法第44条 第2項
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得ているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者との間で当該指定施設入所支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 指定障害者支援施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの内容 ウ 施設障害福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 施設障害福祉サービスの提供開始年月日 オ 施設障害福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口 <p>を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。</p> <p>指定障害者支援施設等は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p>	市条例75 第8条第1項
2 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p>	市条例75 第9条第1項 市条例75 第9条第2項 市条例75 第9条第3項 市条例75 第9条第4項
3 提供拒否の禁止	指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく施設障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	市条例75 第10条

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
4 連絡調整に対する協力	<p>なお、正当な理由がある場合とは</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該指定障害者支援施設等の現員からは利用申込みに応じきれない場合 (2) 当該指定障害者支援施設等の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合 (3) 入院治療が必要な場合をいう。 <p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について区市町村又は一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	障発 0126001 通知 第三 3 (3) 市条例 75 第 11 条
5 サービス提供困難時の対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援B型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 (2) 指定障害者支援施設等は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。 	市条例 75 第 12 条第 1 項 市条例 75 第 12 条第 2 項
6 受給資格の確認	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	市条例 75 第 13 条
7 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> (1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 	市条例 75 第 14 条第 1 項 市条例 75 第 14 条第 2 項
8 心身の状況等の把握	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	市条例 75 第 15 条

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	市条例75 第16条第1項
10 身分を証する書類の携行	指定障害者支援施設等は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	市条例75 第16条第2項
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外に対して、施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を当該施設障害福祉サービスの提供の都度、記録しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、(1)及び(2)の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けているか。</p>	市条例75 第18条第1項
12 指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定障害者支援施設等が、施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めるができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>13の(1)から(3)に規定する額の他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。</p> <p>ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。</p> <p>※ 指定障害者支援施設等は、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めるることは差し支えないものである。 ア 施設障害福祉サービスのサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要</p>	市条例75 第19条第1項 障発0126001通知 第三3(12)
		市条例75 第19条第2項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
13 利用者負担額等の受領	<p>する費用であること。</p> <p>イ 利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。 また、支援法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、(1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けているか。</p> <p>① 生活介護を行う場合 次のアからエまでに掲げる経費 ア 食事の提供に要する費用 (次の (ア) 又は (イ) に定めるところによる。以下同じ。)</p> <p>(ア) 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 (イ) 障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては、16万円未満）であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</p> <p>イ 創作的活動にかかる材料費 ウ 日用品費 エ アからウのほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>② 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のアからウまでに掲げる経費 ア 食事の提供に要する費用 イ 日用品費 ウ ア及びイのほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>市条例75 第20条第1項 障発0126001通知 第三(13)①</p> <p>市条例75 第20条第2項</p> <p>市条例75 第20条第3項</p> <p>市条例75 第20条第3項第1号 市条例75 第20条第4項 厚労告545二のイ 平18政令10 第17条第1~4号</p> <p>市条例75 第20条第3項第2号</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
14 利用者負担額に 係る管理	<p>③ 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる経費</p> <p>ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、施行令第21条第1項第1号に規定する食事等の費用基準額（当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、食費等の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>イ 平成18年厚生労働省告示第541号「厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準」に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらの準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>ウ 被服費</p> <p>エ 日用品費</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定障害者支援施設等は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項（支援法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。 この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受けるものを除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>市条例75 第20条第3項第3号 平18政令10 第21条の3第1項 厚労告541</p> <p>市条例75 第20条第5項</p> <p>市条例75 第20条第6項</p> <p>市条例75 第21条第1項</p> <p>市条例75 第21条第2項</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
15 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領により区市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</p>	市条例 75 第 22 条第 1 項 市条例 75 第 22 条第 2 項
16 施設障害福祉サービスの取扱方針	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	市条例 75 第 23 条第 1 項 市条例 75 第 23 条第 2 項 市条例 75 第 23 条第 3 項 市条例 75 第 23 条第 4 項
17 施設障害福祉サービス計画の作成等	<p>(1) 指定障害者支援施設等の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（施設障害福祉サービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。この場合において、サービス管理責任者は、第 25 条の 3 第 1 項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握している</p>	市条例 75 第 24 条第 1 項 市条例 75 第 24 条第 2 項 市条例 75 第 24 条第 3 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	<p>か。</p> <p>(4) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(6) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(7) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(8) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（支援法第 51 条の 17 第 2 項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しているか。</p> <p>(9) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも 3 月に 1 回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行っているか。</p> <p>(10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(11) 施設障害福祉サービス計画に変更のあった場合、(2) から (8) に準じて取り扱っているか。</p>	<p>市条例 75 第 24 条第 4 項</p> <p>市条例 75 第 24 条第 5 項</p> <p>市条例 75 第 24 条第 6 項</p> <p>市条例 75 第 24 条第 7 項</p> <p>市条例 75 第 24 条第 8 項</p> <p>市条例 75 第 24 条第 9 項</p> <p>市条例 75 第 24 条第 10 項</p> <p>市条例 75 第 24 条第 11 項</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
18 サービス提供責任者の責務	<p>(1) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。</p> <p>③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。</p>	市条例 75 第 25 条第 1 項
19 地域との連携等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、(2) に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、(2) の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。</p> <p>(5) (2) から (4) の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しないこととしているか。</p>	市条例 75 第 25 条の 2 第 1 項 市条例 75 第 25 条の 2 第 2 項 市条例 75 第 25 条の 2 第 3 項 市条例 75 第 25 条の 2 第 4 項 市条例 75 第 25 条の 2 第 5 項
20 地域移行等意向確認担当者の選任等	(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認	市条例 75 第 25 条の 3 第 1 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	<p>(以下「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しているか。</p> <p>(2) 地域移行等意向確認担当者は、(1)の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しているか。</p> <p>(3) 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、支援法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めているか。</p>	市条例75 第25条の3第2項
21 相談等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者が、当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しているか。</p>	市条例75 第26条第1項
22 介護	<p>(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行なっているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p> <p>(5) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。</p> <p>(6) 指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。</p> <p>(7) 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等</p>	市条例75 第27条第1項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
23 訓練	<p>の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。</p>	<p>第27条第7項</p> <p>市条例75 第28条第1項</p> <p>市条例75 第28条第2項</p> <p>市条例75 第28条第3項</p> <p>市条例75 第28条第4項</p>
24 生産活動	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。</p>	<p>市条例75 第29条第1項</p> <p>市条例75 第29条第2項</p> <p>市条例75 第29条第3項</p> <p>市条例75 第29条第4項</p>
25 工賃の支払等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、(1)の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（工賃の平均額）を、3000円を下回るものとしていないか。</p>	<p>市条例75 第30条第1項</p> <p>市条例75 第30条第2項</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	(3) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。 (4) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市長に報告しているか。	市条例75 第30条第3項 市条例75 第30条第4項
26 実習の実施	(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しているか。 (2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受け入れ先の確保に努めているか。 (3) 指定障害者支援施設等は、(1)及び(2)の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。	市条例75 第31条第1項 市条例75 第31条第2項 市条例75 第31条第3項
27 求職活動の支援等の実施	(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。 (2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。 (3) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。	市条例75 第32条第1項 市条例75 第32条第2項 市条例75 第32条第3項
28 職場への定着のための支援等の実施	(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。 (2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。 (3) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)の支援が終了した日以後速やかに当該就労定着支援を受けられるよう、指	市条例75 第33条第1項 市条例75 第33条第2項 市条例75 第33条第3項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。 (4) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(2)の支援が終了した日以後速やかに当該就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。	市条例75 第33条第4項
29 就職状況の報告	指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県知事に報告しているか。	市条例75 第34条
30 食事	(1) 指定障害者支援施設等（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいないか。 (2) 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供にあたり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用について説明を行い、その同意を得ているか。 (3) 指定障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。 (4) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。 (5) 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	市条例75 第35条第1項 市条例75 第35条第2項 市条例75 第35条第3項 市条例75 第35条第4項 市条例75 第35条第5項
31 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定障害者支援施設等は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。 (2) 指定障害者支援施設等は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。 (3) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	市条例75 第36条第1項 市条例75 第36条第2項 市条例75 第36条第3項
32 健康管理	(1) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 (2) 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期に健	市条例75 第37条第1項 市条例75

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
33 緊急時等の対応	康診断を行っているか。 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	第37条第2項 市条例75 第38条
34 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い	指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用することができるようとしているか。	市条例75 第39条
35 給付金として支払を受けた金銭の管理	指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の設置者が利用者に係る平成23年厚生労働省告示第378号「厚生労働大臣が定める給付金」に定める給付金（給付金）の支給を受けたときは、給付金として支払いを受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。 ① 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者にかかる金銭」という）をその他の財産と区分すること。 ② 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 ③ 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。 ④ 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者にかかる金銭を当該利用者に取得させること。	市条例75 第40条
36 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。	市条例75 第41条
37 管理者による管理等	(1) 指定障害者支援施設等は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、当該指定障害者支援施設等の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設等の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。) (2) 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。 (3) 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者に第2から第4を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	市条例75 第42条第1項 市条例75 第42条第2項 市条例75 第42条第3項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
38 運営規程	<p>指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針 ② 提供する施設障害福祉サービスの種類 ③ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ④ 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間 ⑤ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員 ⑥ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑦ 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域 ⑧ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑨ 緊急時等における対応方法 ⑩ 非常災害対策 ⑪ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑫ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑬ 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 ⑭ その他運営に関する重要な事項 	市条例 75 第43条
39 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しているか。 ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 指定障害者支援施設等の従業者は、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務に従事する者を除き、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた</p>	<p>市条例 75 第44条第1項 障発 0126001 通知 第三の3 (38) ①</p> <p>市条例 75 第44条第2項 障発 0126001 通知 第三の3 (38) ②</p> <p>市条例 75 第44条第3項 障発 0126001 通知 第三の3 (38) ③</p> <p>市条例 75 第44条第4項</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
40 業務継続計画の策定等	<p>ものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>市条例 75 第 45 条第 1 項</p> <p>市条例 75 第 45 条第 2 項</p> <p>市条例 75 第 45 条第 3 項</p>
41 定員の遵守	<p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。</p> <p>ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p>	市条例 75 第 46 条
42 非常災害対策	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、(2) の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	<p>市条例 75 第 47 条第 1 項</p> <p>市条例 75 第 47 条第 2 項</p> <p>市条例 75 第 47 条第 3 項</p>
43 衛生管理等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について</p>	<p>市条例 75 第 48 条第 1 項 障発 0126001 通知 第三の 3 (42)</p> <p>市条例 75 第 48 条第 2 項</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	<p>て、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。</p>	
44 協力医療機関	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めてあるか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。</p>	<p>市条例75 第49条第1項</p> <p>市条例75 第49条第2項</p> <p>市条例75 第49条第3項</p> <p>市条例75 第49条第4項</p>
45 揭示	指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定障害者支援施設等は、これらの事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	市条例75 第50条第1項、第2項
46 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合であるか。 ア 利用者又は他の利用者の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 イ 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ウ 身体的拘束等が一時的なものであること。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設は、身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な</p>	<p>市条例75 第51条第1項</p> <p>市条例75 第51条第2項</p> <p>市条例75 第51条第3項</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	<p>い理由について検討した過程その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 	市条例 75 第 51 条第 4 項
47 秘密保持等	<p>(1) 指定障害者支援施設等の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	市条例 75 第 52 条第 1 項 市条例 75 第 52 条第 2 項 市条例 75 第 52 条第 3 項
48 情報の提供等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定障害者支援施設等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	市条例 75 第 53 条第 1 項 市条例 75 第 53 条第 2 項
49 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	市条例 75 第 54 条第 1 項 市条例 75 第 54 条第 2 項
50 苦情解決	(1) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ	市条例 75 第 55 条第 1 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	<p>ているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、支援法第 10 条第 1 項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、支援法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、支援法第 48 条第 1 項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定障害者支援施設等は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>市条例 75 第 55 条第 2 項</p> <p>市条例 75 第 55 条第 3 項</p> <p>市条例 75 第 55 条第 4 項</p> <p>市条例 75 第 55 条第 5 項</p> <p>市条例 75 第 55 条第 6 項</p> <p>市条例 75 第 55 条第 7 項</p>
51 事故発生時の対応	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設は、(3)の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう</p>	<p>市条例 75 第 57 条第 1 項</p> <p>市条例 75 第 57 条第 2 項</p> <p>市条例 75 第 57 条第 3 項</p> <p>市条例 75</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
52 虐待の防止	<p>努めているか。</p> <p>指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。</p> <p>③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	<p>第 57 条第 4 項</p> <p>市条例 75 第 58 条</p>
53 会計の区分	指定障害者支援施設等は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	市条例 75 第 59 条
54 記録の整備	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から 5 年間保存しているか。</p> <p>ア 17 に規定する施設障害福祉サービス計画</p> <p>イ 11 に規定するサービスの提供に係る記録</p> <p>ウ 36 に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 46 に規定する身体的拘束等の記録</p> <p>オ 50 に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>カ 51 に規定する事故の状況及び処置についての記録</p>	<p>市条例 75 第 60 条第 1 項</p> <p>市条例 75 第 60 条第 2 項</p> <p>障発 0126001 通知 第三の 3 (52)</p>

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
第5 届出等		
1 変更の届出	<p>指定障害者支援施設の設置者は、支援法施行規則第34条の26で定める事項（支援法施行規則第34条の24第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）第6号、第8号、第9号、第12号及び第13号に掲げる事項）に変更があったときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p> <p>※ 指定障害者支援施設が変更の届出を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の名称及び所在地 (2) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3) 設置者の登記事項証明書又は条例等 (4) 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 (5) 施設の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 (6) 運営規程 (7) 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。） (8) 連携する公共職業安定所その他関係機関の名称（就労移行支援を行う場合に限る。）及び住所 <p>(1) 指定障害者支援施設は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の指定事業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。 <p>イ 指定を受けている事業所及び施設の数が20以上100未満の指定事業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 法令遵守責任者を選任しているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 <p>ウ 指定を受けている事業所及び施設の数が100以上の指定事業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。 <p>(2) 指定障害者支援施設（指定に係る事業所又は施設が八王子市域のみに所在する指定事業者等）は、八王子市長に対し、遅滞なく、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。</p> <p>また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p>	<p>支援法第46条 第3項 支援法施行規則第34条の26 第1項 支援法施行規則 第34条の24第1項</p> <p>支援法第42条 第3項 支援法第51条の2 第1項 支援法施行規則 第34条の27</p> <p>支援法第51条の2 第2項 支援法施行規則 第34条の28</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	<p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所及び施設の数が 20 以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所及び施設の数が 100 以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	
第 6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い 1 基本事項	<p>(1) 施設入所支援に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 9 により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該施設入所支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に施設入所支援に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1) の規定により、指定生活介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>支援法第 29 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚労告 523 の一 平 18 厚労告 539</p> <p>支援法第 29 条第 3 項</p> <p>平 18 厚労告 523 の二</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
2 施設入所支援サービス費	<p>(1) 施設入所支援サービス費については、次の①から③までのいずれかに該当する利用者に対して、指定施設入所支援等を行った場合に、利用定員及び障害支援区分(障害支援区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者にあっては、「区分2以下」)に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位(指定施設入所支援等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの)の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 区分4(50歳以上の者にあっては、区分3)以上に該当する者 ② 指定自立訓練(機能訓練)等、指定自立訓練(生活訓練)等(指定宿泊型自立訓練を除く)、指定就労移行支援又は就労継続支援B型等(指定自立訓練等)を受け、かつ、入所せながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況、その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者 ③ 平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の二に定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であって、区分3(50歳以上の者にあっては区分2)以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等若しくは指定就労継続支援A型等を受ける者</p> <p>(2) 施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合」の四のイ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合 同表下欄に定める割合になっているか。 ② 指定施設入所支援等の提供に当たって、施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める割合になっているか。 ア 作成されていない期間が3月末満の場合 100分の70 イ 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>(3) 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を減算しているか。</p> <p>(4) 支援法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第9の1の注1</p> <p>平18厚労告556 の二</p> <p>平18厚労告523 別表第9の1の注2 平18厚労告550 の四</p> <p>平18厚労告523 別表第9の1の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第9の1の注4</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
3 夜勤職員配置体制加算	<p>(5) 市条例 75 第 25 条の 3 第 1 項及び第 2 項に規定する基準を満たしていない場合は、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算しているか。 ただし、令和 8 年 3 月 31 日までの間は、同条第 1 項及び第 2 項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算していないか。</p> <p>(6) 市条例 75 第 45 条に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>(7) 市条例 75 第 51 条第 3 項又は第 4 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>(8) 市条例第 58 条に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の九のイに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、当該指定入所支援等の単位の利用定員に応じ、1 日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設等の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。）を加算しているか。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 9 の 1 の注 5 平 18 厚労告 523 別表第 9 の 1 の注 6 平 18 厚労告 523 別表第 9 の 1 の注 7 平 18 厚労告 523 別表第 9 の 1 の注 8 平 18 厚労告 523 別表第 9 の 2 の注 平 18 厚労告 551 の九のイ

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
4 重度障害者支援加算	(1) 重度障害者支援加算（I）については、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。)の数の合計数の 100 分の 20 以上であって、市条例 75 第 4 条又は附則第 3 条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、市条例 75 第 4 条第 1 項第 1 号又は附則第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる看護職員又は生活支援員を 1 人以上配置しているものとして市長に届け出た指定入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 9 の 3 の注 1
	(2) 重度障害者支援加算（I）が算定されている指定障害者支援施設等であって、区分 6 に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が 2 人以上利用しているものとして市長に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等を行った場合に、更に 1 日につき所定単位数に 22 単位を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 9 の 3 の注 2
	(3) 重度障害者支援加算（II）については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」九のロに適合しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、区分 6 に該当し、かつ、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 8 の 1 の注 1 の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 9 の 3 の注 3
	(4) 重度障害者支援加算（II）が算定されている指定障害者支援施設等であって、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」九のハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者」五の二に該当する者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に 1 日につき所定単位数に 150 単位を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 9 の 3 の注 4
	(5) 重度障害者支援加算（II）が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、更に 1 日につき所定単位数に 500 単位を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 9 の 3 の注 5
	(6) (4) の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、更に 1 日につき所定単位数に 200 単位を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 9 の 3 の注 6
	(7) 重度障害者支援加算（III）については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」九のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、区分 4 以上に該当し、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 8 の 1 の注 1 の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算（II）を算定している場合は、加算していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 9 の 3 の注 7
	(8) 重度障害者支援加算（III）が算定されている指定障害者支援施設等であって、平成 18 年厚生労働	平 18 厚労告 523

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	<p>省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」九のハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者」五の二に該当する者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に 1 日につき所定単位数に 150 単位を加算しているか。</p> <p>(9) 重度障害者支援加算（Ⅲ）が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、更に 1 日につき所定単位数に 400 単位を加算しているか。</p> <p>(10) (8) の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、更に 1 日につき所定単位数に 200 単位を加算しているか。</p>	別表第 9 の 3 の注 8 平 18 厚労告 523 別表第 9 の 3 の注 9 平 18 厚労告 523 別表第 9 の 3 の注 10
5 夜間看護体制加算	3 の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（3 の重度障害者支援加算（Ⅰ）の算定対象となる看護職員を除く。）を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、1 日につき所定単位数を加算しているか。この場合において、生活支援員に代えて看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合に、更に 1 日につき所定単位数に 35 単位に看護職員の配置人数（1 を超えて配置した人数に限る。）を乗じて得た単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 9 の 4 の注
6 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>(1) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）については、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち 2 以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に 2 を乗じて得た数とする。）が当該指定施設入所支援等の利用者の数に 100 分の 50 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に關し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に從事する従業者を、市条例 75 第 4 条又は附則第 3 条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を 40 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）については、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち 2 以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に 2 を乗じて得た数とする。）が当該指定施設入所支援等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に關し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に從事する従業者を、市条例 75 第 4 条又は附則第 3 条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 9 の 4 の 2 の注 1 平 18 厚労告 523 別表第 9 の 4 の 2 の注 2

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
7 高次脳機能障害者支援体制加算	平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十五に定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の九のニに定める基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第9の4の3の注
8 入所時特別支援加算	新たに入所者を受け入れた日から起算して30日以内の期間において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第9の5の注
9 入院・外泊時加算	(1) 入院・外泊時加算（I）については、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊（体験的な指定共同生活援助、体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれの単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあってはそれぞれの単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定していないか。 (2) 入院・外泊時加算（II）については、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、施設従業者（市条例75第4条又は附則第3条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者をいう。）が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれの単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあってはそれぞれの単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定していないか。	平18厚労告523 別表第9の6の注1 平18厚労告523 別表第9の6の注2
10 入院時支援特別加算	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。	平18厚労告523 別表第9の7の注
11 地域移行加算	入所期間が1月を超えると見込まれる利用者（指定生活介護等を受ける者に限る）の退所に先立って、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相	平18厚労告523 別表第9の8の注

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
12 地域移行促進加算	<p>談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算していないか。</p> <p>(1) 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働省が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」九のホに規定する施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定相談基準第3条第2項に規定する指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定しているか。</p> <p>(2) 地域移行促進加算（II）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働省が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」九のホに規定する施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者に対して、地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚労告523 別表第9の8の2の注1 平18厚労告523 別表第9の8の2の注2
13 地域生活移行個別支援特別加算	<p>(1) 地域生活移行個別支援特別加算（I）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の九のヘに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 地域生活移行個別支援特別加算（II）については、地域生活移行個別支援特別加算（I）が算定されている指定障害者支援施設等であって、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚労告523 別表第9の9の注1 平18厚労告551の九のヘ 平18厚労告523 別表第9の9の注2 平18厚労告556の九
14 栄養マネジメント加算	<p>次の①から④までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>① 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。 ② 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p>	平18厚労告523 別表第9の10の注

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
15 経口移行加算	<p>③ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>④ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び支援が行われた場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、加算していないか。</p> <p>(2) 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定しているか。</p>	平18厚労告523 別表第9の11の注1
16 経口維持加算	<p>(1) 指定障害者支援施設等において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指示を受けている場合に限る。（3）において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定していないか。</p> <p>(2) 経口維持加算（II）については、協力歯科医療機関を定めている指定障害者支援施設等が、（1）の経口維持加算（I）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（生活介護を行うために配置された医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(3) 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画に基づき管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定しているか。</p>	平18厚労告523 別表第9の12の注1 平18厚労告523 別表第9の12の注2 平18厚労告523 別表第9の12の注2 平18厚労告523 別表第9の12の注3

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
17 口腔衛生管理体制加算	平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第九のトに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第9の12の2の注 平18厚労告551
18 口腔衛生管理加算	平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第九のトに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定していないか。 ① 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。 ② 歯科衛生士が、①における入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。 ③ 歯科衛生士が、①における入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。	平18厚労告523 別表第9の12の3の注 平18厚労告551
19 療養食加算	管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、平成21年厚生労働省告示第177号「厚生労働大臣が定める療養食」に定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第9の13の注
20 地域移行支援体制加算	前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員及び障害支援区分に応じ、1年間を限度として1月につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第9の13の2の注
21 通院支援加算	指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、当該通院に係る支援を行ったときに、1月に2回を限度として所定単位数を算定しているか。	平18厚労告523 別表第9の13の3の注
22 集中的支援加算	(1) 集中的支援加算（I）については、障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が10点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定障害者支援施設等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第9の13の4の注1

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
23 障害者支援施設等感染対策向上加算	<p>(2) 集中的支援加算（II）については、障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が10点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定障害者支援施設等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚労告523 別表第9の13の4の注2
	<p>(1) 障害者支援施設等感染対策向上加算（I）については、以下の①から③までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ② 指定障害者支援施設基準第46条第1項に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下この②において「協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この②において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ③ 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号A 2 3 4 – 2に規定する感染対策向上加算（(2)において「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注11及び区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 <p>(2) 障害者支援施設等感染対策向上加算（II）については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚労告523 別表第9の13の5の注1
24 新興感染症等施設療養加算	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1月に1回、連續する5日を限度として1日につき所定単位数を加算して	平18厚労告523 別表第9の13の5の注2

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
25 福祉・介護職員等処遇改善加算	<p>いるか。</p> <p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十五に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。（2）において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算（I） 2から 24までにより算定した単位数の 1000 分の 159 に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算（III） 2から 24までにより算定した単位数の 1000 分の 138 に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算（IV） 2から 24までにより算定した単位数の 1000 分の 115 に相当する単位数</p>	平18厚労告523 別表第9の14の注 平18厚労告543の二十五